

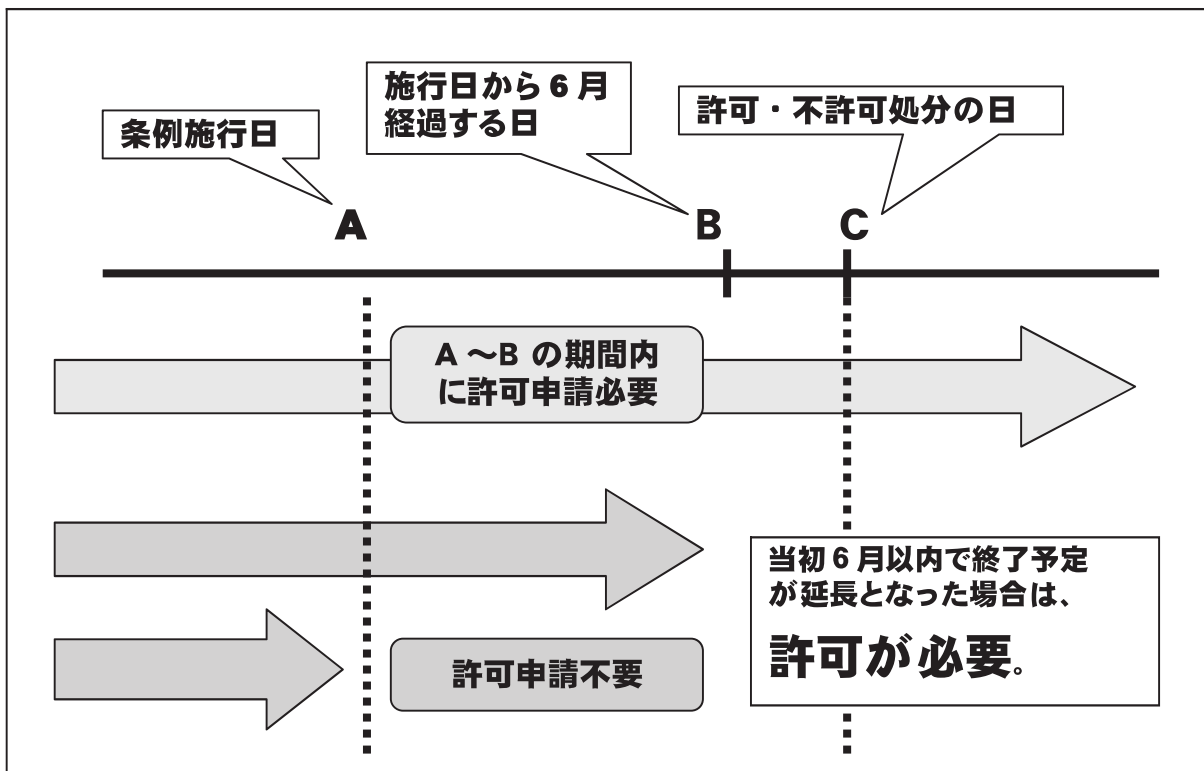
第6部 経過措置について

I. 経過措置とは

1 経過措置の説明

条例や法令を施行する際には、それ以前にはその規制がかからなかったものに対して規制がかかることになり、そういったものへの特別な取扱いが必要になることがあります。これを「経過措置」と呼びます。

当該条例は平成21年4月から施行されますが、土砂等の埋立て等について、この条例施行の際、現に特定事業を行っている場合は、その特定事業を行っている者又はその譲受人等は、条例施行の日から起算して6月間は、知事の許可を受けずに特定事業を行うことができるとされています。また、その者がその期間内に許可申請をした場合において、その申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間も特定事業を行うことができます。



Ⅱ. 経過措置における取扱い

1 経過措置における技術的基準・環境基準等に関する取扱い

Iの1で説明した当該条例の経過措置については、特定事業の構造上の基準や土壌基準・水質基準とその検査方法等について、下記のとおり「経過措置における取扱い」を定めています。

経過措置における取扱い

I. 目的

この取扱いは、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号。以下「条例」という。）の附則の3に規定する経過措置において、条例第22条第1項第3号に規定する特定事業の構造上の基準における安定計算する場合における計算方法や基準値等の技術的基準（以下「技術的基準」という。）及び条例第15条の土壌基準及び第16条の水質基準（以下「環境基準」という。）並びに条例第30条に規定する水質検査等の取扱いについて、整理するものである。

Ⅱ. 経過措置における技術的基準の取扱い

①経過措置に該当する箇所

条例施行日以前より既に土砂の埋立事業を実施している箇所で、条例施行日以後、特定事業により土砂をたい積しようとする土地面積が3,000㎡以上を予定している箇所とする。

なお、条例施行日より6ヶ月以内で事業が完了する箇所は、条例基準によらないで特定事業（土砂埋立事業）を継続して出来るが、工程の遅れ等により6ヶ月以内に完了しない場合は、盛土構造、排水施設等を条例基準に合致するよう是正しなければならない。

②経過措置箇所の許可申請手続き

経過措置箇所にかかる特定事業の申請は、条例施行日より6ヶ月以内に申請すること。

また、申請書に不備等があった場合は補正を行い指示された期間内に適法な申請書を提出すること。

申請書を提出するまでの間、または申請書が受理されて許可処分がなされるまでの間は継続して事業を実施してもよいが、条例の技術的基準を参考に土砂の流出及び濁水の防止、上下流に対する安全の確保には十分注意すること。

土砂の流出及び濁水の防止、上下流に対する安全の確保が対処できていない箇所については、申請者に対して早期に対策を講ずるよう指導するものとする。

③経過措置箇所の許可申請にかかる構造基準の取り扱い

(土砂の流出および濁水の防止の措置、上下流に対する安全の確保)

既存の盛土上に、さらに特定事業による盛土を行う場合は、既存盛土の安定性を証明すること。

なお、既存盛土の安全性を証明できない場合は、対策を講じて特定事業で新たに行う盛土と一体となった安定性を証明すること。

特定事業を行うにあたり、防災工事が必要な場合は、先行して防災工事を完了させることが望ましいが、遅くとも新たに行う特定事業と並行して防災工事を実施すること。

特定事業により実施する排水施設の流末が、既存の盛土の部分を通るなどの場合は既存の盛土部分にも排水施設を設置し、雨水を安全に谷川等まで導くこと。

Ⅲ. 経過措置における環境基準の取扱い

許可前に搬入された土砂等については、許可後新たに搬入される土砂等と同様、事業者及び土地所有者の責務により、地域の生活環境の保全及び安全の確保並びに、土壌の汚染及び水質の汚濁の発生防止に努めなければならない。

Ⅳ. 経過措置における水質検査・土壌検査の留意点

特定事業の許可に係る水質検査及び土壌検査については、別記「水質検査・土壌検査における留意点」(P57～58)に示すが、経過措置においては、更に下記に留意して実施すること。

検査の実施時期等		検査の内容
申請前		既に搬入されている土砂等に盛土する場合は、その面を含む表土の土壌検査を行うこと。
施工中	土砂等の搬入前	許可後搬入される土砂等の土壌検査 既に搬入されている土砂等を、許可後継続して搬入される場合はその検査も含む。
	特定事業を開始した日から6ヶ月	ここでいう特定事業を開始した日とは、許可日とする。
完了(廃止時)		別記「水質検査・土壌検査における留意点」のとおり。